

第5編

風水害（洪水・土砂災害等）対策編

目次

第1章	風水害予防計画	285
第1節	基本方針	285
第2節	風水害に強いまちづくり	285
第3節	防災活動体制の整備	288
第4節	防災施設、資機材等整備計画	289
第5節	避難場所等整備計画	290
第6節	災害備蓄物資等整備計画	290
第7節	防災知識普及計画	290
第8節	土砂災害防止法の措置	291
第2章	風水害応急対策計画	293
第1節	町及び関係機関相互の情報連絡	293
第2節	活動体制の確立	293
第3節	動員配備計画	296
第4節	予報及び警報	298
第5節	災害発生時の報告	301
第6節	救助活動	305
第3章	風水害復旧・復興計画	307

節	款	項目	担当	頁
第1章 風水害予防計画				
1 基本方針			危機管理課	285
2 風水害に強いまちづくり	1 現況	1 河川	建設管理課	
		2 ため池	農業政策課	286
		3 治山		
		4 急傾斜地	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	287
		5 土石流災害	危機管理課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
		6 山地災害	農業政策課	
	2 風水害に強いまちづくり	1 主要河川の改修	建設管理課	
		2 河川周辺の資産の被害防止		
		3 ため池の点検等	農業政策課	
		4 高度公益機能松林保全対策事業等		
		5 国土保全		
		6 関係機関、団体等と連絡		
		7 急傾斜地の排水対策、崖面対策等の実施	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	288
		8 砂防事業の推進	危機管理課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
3 防災活動体制の整備	1 河川管理		建設管理課	288
	2 異常気象時の警戒			
	3 ため池の点検		農業政策課	
	4 ため池の整備			
	5 急傾斜地区	1 未指定箇所等危険箇所の実態調査及び急傾斜地崩壊危険区域指定の促進要請	危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
		2 点検パトロールの実施		
	6 土石流災害	1 土石流危険渓流の実態調査及び県指定の促進	危機管理課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
		2 情報収集及び伝達体制の整備		
4 防災施設、資機材等整備計画	1 土砂災害防止		建設管理課	289
	2 急傾斜地区における宅地開発における防災指導の強化			
	3 土石流災害予防対策の実施		危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課	
	4 治山事業の推進		農業政策課	
	5 森林整備の促進			
5 避難場所等整備計画			危機管理課、福祉課、健康保険課、建設管理課、上下水道課、社会教育課、教育総務課、各施設管理者	290
6 災害備蓄物資等整備計画			危機管理課	

7 防災知識普及計画	1 防災情報の普及		危機管理課	291	
	2 山林等の防災機能に関する教育		農業政策課		
	3 住民への情報提供及び警戒体制の確立	1 警戒体制の整備			危機管理課、地域政策課、農業政策課、建設管理課、教育総務課、社会教育課
		2 住民に対する防災情報の周知			
3 土石流防災知識の普及等					
8 土砂災害防止法の措置	1 現況		危機管理課、建設管理課	292	
	2 計画目標				
	3 避難所等	1 避難所等			
		2 避難経路			
	4 避難訓練				
	5 救助				
第2章 風水害応急対策計画					
1 町及び関係機関相互の情報連絡	1 土砂災害に関する情報の収集・伝達		危機管理班、福祉班、建設班、農業班	293	
	2 前兆現象（異常現象）の把握				
	3 防災意識の向上				
2 活動体制の確立	1 風水害（浸水災害、土砂災害）の事前対策	1 水防活動体制		294	
		2 水防責任		295	
		3 避難誘導活動			
		4 災害防止活動			
		5 安全配慮			
	2 指定地方行政機関等の動員配備体制			296	
3 動員配備計画	1 水防警報			297	
	2 消防団員の出動等	1 出動準備			
		2 出動			
	3 消防団員の招集				
4 消防団の管轄地区					
4 予報及び警報	1 予報及び警報の通知・連絡系統			298	
	2 ダム放流系統	1 ダム放流時吹鳴方法		299	
		2 松尾ダム放流連絡系統図			
		3 石河内ダム放流連絡系統図			
	3 水防信号	1 警戒信号			300
		2 出動信号			
		3 協力信号			
4 避難信号					
5 災害発生時等の連絡・報告				301	
6 救助活動	1 町			305	
	2 警察及び消防機関				
	3 県				
	4 二次災害の防止対策				
第3章 風水害復旧・復興計画					
				307	

第1章 風水害予防計画

第1節 基本方針

近年、短時間に集中的に大雨を降らせるゲリラ豪雨や大型台風等による被害が全国で多発し、新たな対応を迫られている。また、本町は、丘陵地が多いという地形・地質的な要因と生活の変化に伴う開発行為等の社会条件による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、従来から風水害及び土砂災害を引き起こし、民家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、想定される災害としては要注意の災害である。

このため、治水対策及び土砂災害対策の考え方は、災害を完全に防ぐという考え方から被害を最小限に抑える「減災」への考え方に大きく変わってきている。同時にハード対策とソフト対策の位置づけについても、従来はハード対策を補完するものとして、ソフト対策が位置づけられていたのに対し、今では同位に位置づけられるまでになっている。これはハード対策だけで災害を100%防ぐことは難しいとの認識に立ち、ハード対策を進めるとともに、減災の観点から避難情報等の情報提供の改善や地域の人材育成等の地域の防災力向上といったソフト対策にも、重点的に取り組むことが必要であることを意味する。

本編においては、「豪雨による水害」の予防及び本町で発生が予想される危険性のより高い「急傾斜地崩壊」「土石流災害」「山地災害」に対する防止対策を図る。

これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、町は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。また、個別の河川治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川整備等の対策を国・県と連携して検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積、被害状況の把握及び住民への広報啓発活動等のソフト対策の確立を目指す。

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。このため、決壊による災害を未然に防止するためには、施設の状況の把握と点検を実施し、点検結果に基づき、老朽ため池の改修等を推進する。

なお、本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく指定水防管理団体としての管内各河川、ため池等の洪水、津波又は高潮による水害の警戒、防御及びこれらによる被害を軽減するための水防体制の確立を目的とする「水防計画」を兼ねるものとする。

今後も、関係住民のおかれた環境を知らせるため、洪水及び土砂災害ハザードマップを作成配布し、町の災害危険箇所の周知と啓発を図る。また、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供する。

第2節 風水害に強いまちづくり

第1款 現況

1 河川

本町の地形は、一級河川小丸川の沖積作用によって形成された平地が極めて緩やかな東傾斜面を呈し、低地部に位置する市街地の自然排水が困難であることから、地形上の特徴による災害の克服が課題である。

町内の主要河川は、椎葉村に位置する九州山地の三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系の5河川（小丸川・宮田川他）及び単独河川が日向灘へ注いでいる。町域内のほとんどの河川が国及び県管理に相当し、河川整備は国・県の事業に頼らざるを得ない現状である。

町の危険箇所は、重要水防区域、災害危険河川、災害危険箇所（海岸）等が指定されている。災害危険河川に宮田川の1河川1カ所が該当し、無堤防による溢水が予想され、住宅約12戸、耕地1.2haの被害が見込まれる。また、海岸3カ所（県指定重複）が災害危険箇所として指定されている。

重要水防区域は（水防警報を行う区域）3河川（小丸川、宮田川、切原川）に区域が設定されている。国が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1カ所、重要水防箇所Bが8カ所指定されている。また県が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1カ所指定されている。これらは越水や破堤等の危険が予想される。国指定の区域の総延長は、左右岸10.21kmであり、県指定の総延長は2.97kmとなっている。

重要水門、樋門は、小丸川に7カ所、宮田川に10カ所、切原川に3カ所の合計20カ所が整備されている。これら水門の管理者は、国、県に分かれているが、開閉作業は町職員（一部委託）が行っており、洪水時の水害対策として水門・樋門の開閉による水量調節等を行う際の連絡体制や水防活動体制の整備検討が課題となる。

2 ため池

町には、24カ所の農業用ため池が分布していたが、すでに用途廃止されたものが多く、現在4カ所が農業用水として利用され、水利組合で管理されている。貯水量は、桧谷下ため池の57,500m³が最大で、次いで桧谷中ため池が44,000m³となっている。

町指定の危険箇所として、蛸ノ口ため池、桧谷上ため池、桧谷中ため池、桧谷下ため池の4カ所が指定されている。蛸の口ため池は、堰堤が崩壊すると住家浸水7戸、耕地冠水13haの被害が予想される。桧谷ため池は、上・中・下の連続する3つのため池であり、上池と下池の堰堤が崩壊すると住家浸水9戸、耕地冠水13haの被害が予想される。

ため池についても、河川構造物等と同様に地震や洪水等の影響による堰堤の崩壊や氾濫が懸念されるため、老朽状況等の詳細点検が必要である。特に町指定の危険箇所である4カ所のため池については防災重点ため池と位置付け、重点的に防災・減災対策を講じる必要がある。

3 治山

町域の森林の現況 (ha)

林野面積	748
民有林	662
町有林	17
県有林	23
国有林	46

(R2.3.31 現在)

4 急傾斜地

本町に存在する土砂災害警戒区域等数は、次のとおりである。

《土砂災害警戒区域等数(人工・自然共)》

種別	高さ	斜面勾配	保全対象人家戸数 (公共施設含む)	町内箇所数
斜面Ⅰ	5m 以上	30 度以上	5 戸以上	22 ヲ所
斜面Ⅱ			5 戸未満	21 ヲ所
斜面Ⅲ			人家無	0 ヲ所

5 土石流災害

本町に存在する土石流危険渓流箇所数は、次のとおりである。

《土石流危険渓流箇所数》

種別	保全対象人家戸数 (公共施設含む)	町内箇所数
土石流危険渓流Ⅰ	5 戸以上	4 ヲ所
土石流危険渓流Ⅱ	5 戸未満	1 ヲ所
土石流危険渓流Ⅲ	人家無 (※今後新規の住宅立地等が見込まれる)	2 ヲ所

6 山地災害

本町には、林野庁が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区が 8 ヲ所、崩壊土砂流出危険地区(民有林)が 6 ヲ所の合計 14 ヲ所が存在する。山腹崩壊危険箇所の保全対象は人家 270 戸、公共施設は国・県道である。また、崩壊土砂流出危険箇所の保全対象は人家 72 戸、公共施設は 2 戸及び町道である。

山腹崩壊危険地区は太平寺、家床等の地区、崩壊土砂流出危険地区は中尾地区と、それぞれ山地部民有林に集中している。

第2款 風水害に強いまちづくり

風水害(台風・洪水・土砂災害等)に強いまちづくりについては、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第2節 災害に強いまちづくり」による。

1 主要河川の改修

主要河川の改修については、国・県事業として計画的に改修が進められており、町はこの早期完成に協力するとともに、改修未計画区間も含めた積極的な推進を関係機関に要請する。

2 河川周辺の資産の被害防止

開発による降雨時の河川出水量の増大、また、河川周辺の資産の増加により、洪水による被害が増大するおそれがあるため、管内中小河川の河積の拡大、流路整正、堤防護岸や橋梁の修築を行い、洪水による被害を防止する。

3 ため池の点検等

点検の結果、必要な場合は、詳細調査を実施し、堤体の補強・漏水防止・余水吐きや樋管整備等の要請等を行う。

4 高度公益機能松林保全対策事業等により、海岸保安林である松林の松くい虫の防除に努めるほか、新たな植栽造林等により保安林としての機能強化を図る。

5 国土保全や水源涵養等、森林の持つ公益的機能を保全するとともに、広葉樹の植栽を促進する。

6 関係機関、団体等と連絡を密にし、山林の持つ機能の維持向上を図る。

7 急傾斜地の排水対策、崖面対策等の実施

必要に応じ、次のような排水対策や崖面対策を実施する。

- (1) 地表水が崖面へ流入しないよう排水溝を設置し、又は既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等、排水対策を促進する。
- (2) 崖地や台地端部の大きな樹木の安全対策を講じる。
- (3) 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮石の不安定な箇所について、整備補強するほか、浮石の除去を行う。
- (4) 二次災害防止のためシート、鉄筋棒等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを敷設する等の応急対策計画をする。

8 砂防事業の推進

県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

第3節 防災活動体制の整備

第1款 河川管理

護岸や橋脚の塵芥排除及び補修、橋台・石積の洗掘箇所の補強等、河川管理の充実に努める。

第2款 異常気象時の警戒

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、洪水、浸水、溢水、その他異常気象時等の河川の氾濫や堤防の決壊に注意する。

第3款 ため池の点検

老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。特に、毎年、出水時期前には、ため池管理者に協力を要請し、点検パトロールの実施に努める。

第4款 ため池の整備

町は異常気象に注意し、余水吐き等が必要と思われる場合は、ため池管理者と協議し、設置等の整備について検討をする。

第5款 急傾斜地区

1 未指定箇所等危険箇所の実態調査及び急傾斜地崩壊危険区域指定の促進要請

- (1) 斜面崩壊の危険性のある箇所について、現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- (2) 危険性が高く、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて無い箇所については、防止対策が実施されるよう県と調整を行う。
- (3) 継続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等の台帳の整備を促進する。

2 点検パトロールの実施

町は、関係機関等と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期、又その他の時期でも豪雨が予想されるときは、防災パトロールを実施する。また、日ごろより当該区域の点検に努め、高さ、勾配、亀裂の有無、湧水・地表水の量等について把握し、必要に応じ、対策を講じる。

特に、雨量については、自主的な観測体制をとるために、各危険区域に簡易雨量計の整備を国、県に要望していく。

第6款 土石流災害

1 次に掲げる土石流危険渓流の実態調査及び県指定の促進を行う。

- (1) 危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し、現状把握に努める。
- (2) 未指定渓流のうち危険性の高い渓流については、県の指定を受け、防止対策が実施されるよう要請する。

2 情報収集及び伝達体制の整備

町は、日頃から過去の災害事例や研究機関の調査成果等を基に、どの程度の雨量によって土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

- (1) 町及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- (2) 町及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその可動に必要な動力源が、水等により被害を受け、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。
- (3) 町は、関係住民に対する予報・警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。

第4節 防災施設、資機材等整備計画

第1款 土砂災害防止

道路側溝の整備及び機能維持点検及び無計画な土砂採取禁止等、災害誘発の要因となる事業の排除に努める。

第2款 急傾斜地区における宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発に際しては、建築基準法、都市計画法、基本法等により開発の規模に応じて、県とも協力して災害防止の措置についての指導を行う。

第3款 土石流災害予防対策の実施

- 1 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において、災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。
- 2 既設工作物の点検や亀裂や洗堀部に対する補修に協力し、災害の予防に努める。

第4款 治山事業の推進

町は、復旧治山、予防治山、保安林整備等について、必要に応じ、国や県の関係機関に事業採択を

要請する。

第5款 森林整備の促進

町は、災害防止、水源涵養、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林整備を促進する。

第5節 避難場所等整備計画

避難場所等の整備は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第6節 避難場所等整備計画」によるほか、がけ地の崩壊等及び土石流に対応した避難路・避難所等の指定と整備を行う。具体的には、小・中学校等の避難所及び公園空地等の避難場所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備を実施する。

第6節 災害備蓄物資等整備計画

町は水防計画を定め、水防資機材備蓄等の検討を行う。

第7節 防災知識普及計画

第1款 防災情報の普及

河川周辺等の洪水や河川の氾濫等で被害を受けるおそれのある地域の住民に対し、防災情報の普及を図る。

第2款 山林等の防災機能に関する教育

山林や農地、あるいは緑地について、本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、都市における貴重な地域緑地の持つ防災機能を教育し、積極的な保全を図る。

第3款 住民への情報提供及び警戒避難体制の確立

広報紙やパンフレット等を活用して、地域住民に危険箇所の周知啓発等を実施する。また、災害時に備えて情報の提供や避難警戒体制の確立に努める。

1 警戒避難体制の整備

- (1) 警戒避難基準の設定
- (2) 避難所等、避難路の設定
- (3) 警報装置等の整備
- (4) 避難誘導、収容体制の整備

2 住民に対する防災情報の周知

- (1) 町防災計画書への記載

- (2) 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・配布
 - (3) 土砂災害防止月間等による各種行事や防災訓練の実施
 - (4) 各種災害の特性、前兆現象の理解
 - (5) 危険箇所等、災害発生のおそれのある場所の把握
 - (6) 災害発生時の心得
 - (7) 避難所等・経路、避難体制の周知
- 3 土石流防災知識の普及等

町及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から防災知識の普及を図るとともに、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、防災訓練等の実施に努める。

第8節 土砂災害防止法の措置

第1款 現況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）」において、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの3現象）から住民の生命を守るために、予め土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととされている。

町内の土砂災害防止法による警戒区域及び特別警戒区域の指定箇所数は次のとおりである。

《町内土砂災害警戒区域等の指定状況》

単位：箇所

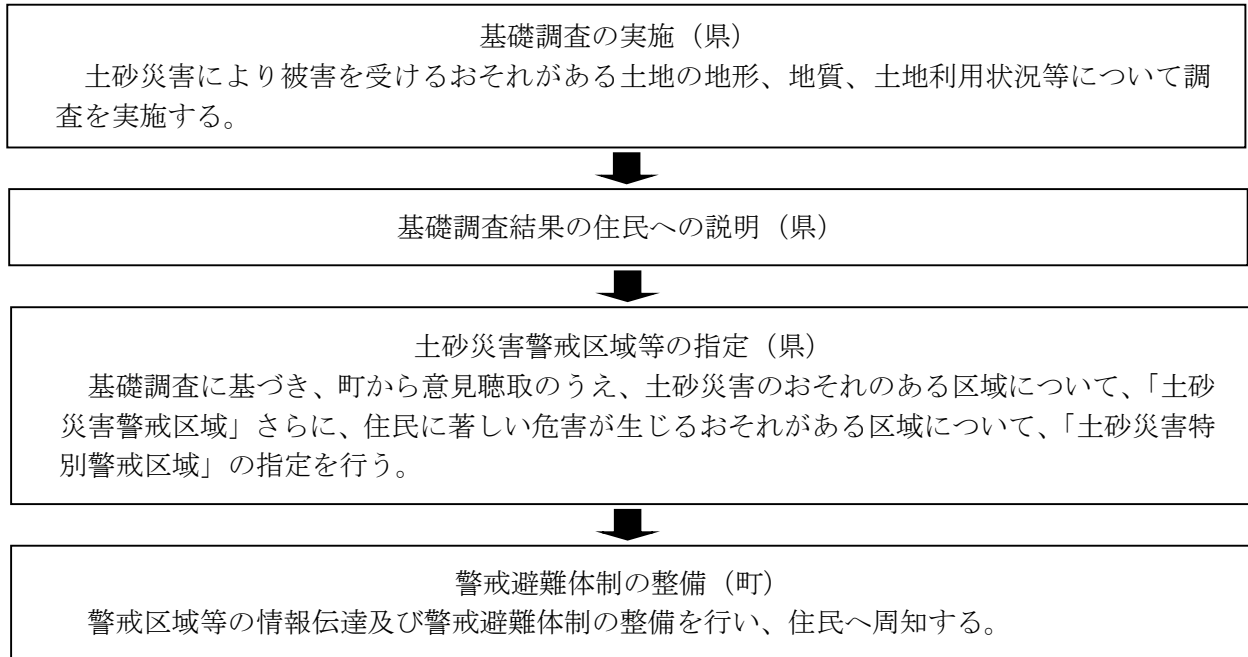
急傾斜地の崩壊		土石流		合計	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
43	39	7	2	50	41

※町内に地すべりに対する警戒区域及び特別警戒区域の指定箇所は無い。

第2款 計画目標

土砂災害警戒区域等のうち、特に危険度が高いとされる地域や将来住宅等の立地が予想され地域開発が活発な地域等、優先的に調査しなければならない箇所を抽出し、関係住民の意向を十分踏まえた上で、県において土砂災害防止法に係る基礎調査を行い、その結果に基づき土砂災害警戒区域等の指定を経て、町では当該区域等における警戒避難体制の整備を行う。土砂災害警戒区域等の流れは、次のとおり。

《土砂災害警戒区域等の指定等》



3 款 避難所等

1 避難所等

避難指示等が発令された場合は、それぞれの警戒区域近傍に開設された避難所等に避難するものとする。避難所等の所在地等は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」による。

2 避難経路

各行政区の長は、避難所等への避難に係る避難経路を定めるものとする。

第4款 避難訓練

土砂災害にかかる避難訓練に関しては、「第2編 共通災害対策編 第1章 第13節 訓練計画」による。

第5款 救助

土砂災害における救助に関する事項は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第5節 救出救助計画」による。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 町及び関係機関相互の情報連絡

第1款 風水害及び土砂災害等に関する情報の収集・伝達

町は、情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害情報等収集伝達計画」によるほか、県・気象台等からの気象・雨量情報、河川情報及び土砂災害警戒情報等を収集し、これらの情報に基づき、住民へ風水害及び土砂災害発生等の危険性や避難指示等を伝達する。

さらに、浸水想定区域及び土砂災害危険区域・警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に災害に関する情報を伝達するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援のため、福祉班にも情報を伝達する。

なお、要配慮者利用施設の名称及び所在地は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」による。

第2款 防災意識の向上

町は、浸水想定区域及び土砂災害危険区域に居住する住民に対し、防災訓練、住民説明会及び洪水・土砂災害ハザードマップの配布等を通じて、浸水害及び土砂災害の危険性、十分な警戒の必要性及び避難経路、避難場所並びに避難方法等の事前確認の重要性について認識させるものとする。また、住民が自ら避難判断をするため、周囲の状況等の把握及び情報の共有化に努めることの必要性を周知する。

第2節 活動体制の確立

活動体制の確立については、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」による。

第1款 風水害（浸水災害、土砂災害）の事前対策

風水害（浸水災害、土砂災害）については、気象予報等により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するために、災害発生直前における情報収集・伝達、住民の避難誘導、災害防止活動等が極めて重要であるため、次の点に留意し、対策を講ずる。

1 水防活動体制

河川氾濫等の浸水災害が発生する危険性がある場合は、本計画により、適切な水防活動を行う。

なお、水防法（昭和24年法律第193号）第5条に掲げる「水防団」は、本町においては消防団がその任を負うものとする。

2 水防責任

(1) 町の責任

管理区域内における水防を十分果たすべき責任を有する

(2) 水防管理者（町長）の責任

- ア 随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。
- イ 洪水、津波又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は県知事から通報を受け、水位が水防団待機水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
- ウ 前記のほか、水防法及び本計画に基づき必要な活動を行わなければならない。

(3) 関係機関の責任

ア 県の責任

- (ア) 宮崎県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導を行うとともに、水防能力の確保に努める責任を有する。
- (イ) 洪水予報の通知を受けた場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。
- (ウ) 県知事が指定した河川及び海岸等について、予め定めた基準に基づき、水防警報を発令しなければならない。
- (エ) 水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

イ 気象庁長官（宮崎地方気象台長）の責任

気象の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般住民に周知させなければならない。

(4) 一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

3 避難誘導活動

(1) 警戒活動の実施

災害発生のおそれがある場合、河川管理者及び消防団等と連携を図り、気象情報等に十分注意し、浸水危険区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して、避難指示等の発令を行う。

(2) 要避難地域の早期把握

災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者、災害時避難行動要支援者その他の者に対し、避難指示等の発令を含む迅速かつ的確な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、災害により大きく異なるため、町は各種の情報収集を踏まえ、避難要否を判断する。

ア 河川災害のおそれがある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生じることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、消防団は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を実施し、避難活動を補完する。

イ 土砂災害のおそれがある箇所

消防団は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報も活用して、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずる。

(4) 自主避難の実施

町は、風水害の発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害警戒区域等の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に、次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主避難が速やかに実施されるよう、関係住民に周知する。

ア 浸水危険区域

河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合

イ 土砂災害警戒区域

(ア) 立木の裂ける音や巨礫の流下する音が聞こえる場合

(イ) 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木等が混ざり始めた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流で崩壊等が発生し、流れがせき止められているおそれがあるため）

(エ) 溪流の水位が、降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 崖地において落石や崩壊が生じ始めた場合

(5) 適切な避難の実施

町は、風水害の発生のおそれがあると認められる場合、対象地域の住民への迅速かつ的確な情報の伝達や避難指示等の発令等の必要な措置を行い、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に際しては、次の点について事前に計画・検討を進めておく。

ア 避難誘導員、避難場所管理責任者等の選定

イ 避難路の選定及び避難所等の開設

ウ 避難誘導の方法、手段（緊急移送方法等）

エ 避難行動要支援者の状況把握及び避難対策

4 災害防止活動

町は、災害発生のおそれがある場合、各施設管理者との連携により事前に適切な災害防止活動を行い、被害発生防止に努める。

(1) 河川堤防等の巡視

水防上危険と判断される箇所について河川堤防等の巡視を行い、災害防止活動を実施する。

(2) 堰、水門等の適切な措置

洪水発生のおそれがある場合には、施設管理者と連携して、降水量・水位等の状況に応じて水害防止に必要な措置を行う。

災害を防止するため必要があると認められるときは、予め必要な事項を関係機関に通知するとともに、住民に対して周知する。

なお、建設管理課長は、予め樋門等の管理担当者を定め、非常時の開閉について、農業政策課長は、ため池等が増水したときの措置について、その管理者と協議しておくものとする。

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者と連携して、降水量等の状況に応じて、パトロール及び事前規制等の必要な措置を行う。

(4) 前兆現象（異常現象）の把握

町及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、次に示すような土砂災害発生の兆候の把握に努める。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合

ウ 雨が降り続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に現象しはじめた場合（上流に崩壊

が発生し、流れが止められているおそれがあるため)

- エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合

5 安全配慮

消防団活動時は、消防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導等の際、次の事項に配慮したうえで、消防団員自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 消防団活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第2款 指定地方行政機関等の動員配備体制

町長（本部長）は、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、法令又は防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施できるように動員配備の要請を行う。

第3節 動員配備計画

動員配備計画については、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第2節 動員配備計画」による。

第1款 水防警報

水防警報の種類、内容及び発表基準並びに水防警報を発表する河川、発表基準及び発表者は次表のとおり。

《水防警報の種類、内容及び発表基準》

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨警告するとき又は再び水位の上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨警告するとき	気象予報・警報等の発令及び河川状況等により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検及び通信並びに輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき	雨量、水位及び流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき	洪水注意報(氾濫注意情報)等により又は水位、流量その他河川状況等により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき

警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・斜面崩壊及び亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき	洪水警報（氾濫警戒情報）等の発令、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名により一連の水防警報を解除するとき	氾濫注意水位以下に下降したとき又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

《水防警報を発表する河川、発表基準及び発表者》

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防警報発表者
小丸川	小丸大橋	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	国土交通省 宮崎河川国道事務所

※計画耕水位：5.82m

第2款 消防団員の出動等

本部長は、次の場合は消防団員に出動準備をさせ、又は出動させるものとする。

1 出動準備

- (1) 水防団待機水位に達したとき
- (2) 洪水予報が発せられたとき、又は氾濫注意水位に達するおそれがあるとき
- (3) 豪雨等により、破堤、堤防からの漏水又は崖崩れのおそれがあるとき
- (4) 洪水又は高潮の危険が予想されるとき
- (5) その他水防上必要と認められるとき

2 出動

- (1) 氾濫注意水位に達したとき
- (2) ため池、用排水路が危険であると認められるとき
- (3) 堤防の漏水又は決壊のおそれがあるとき
- (4) 水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認められるとき
- (5) その他水防上必要があるとき

第3款 消防団員の招集

- 1 本部長は、風水害及び土砂災害に関して町災対本部を設置するとき及び本節第2款に示すときは、消防団員に対し非常召集を行うものとする。
- 2 消防団員は、停電、暴風等のため、水防信号の発信又はその聴取が困難と認める時は状況に応じ別命を待たず出動するものとする。
- 3 危機管理班長は、消防団員の招集を行ったときは、その集合状況を本部長に報告するものとする。

第4款 消防団の管轄地区

消防団各部の管轄地区は、次表のとおり。

《消防団の管轄地区》

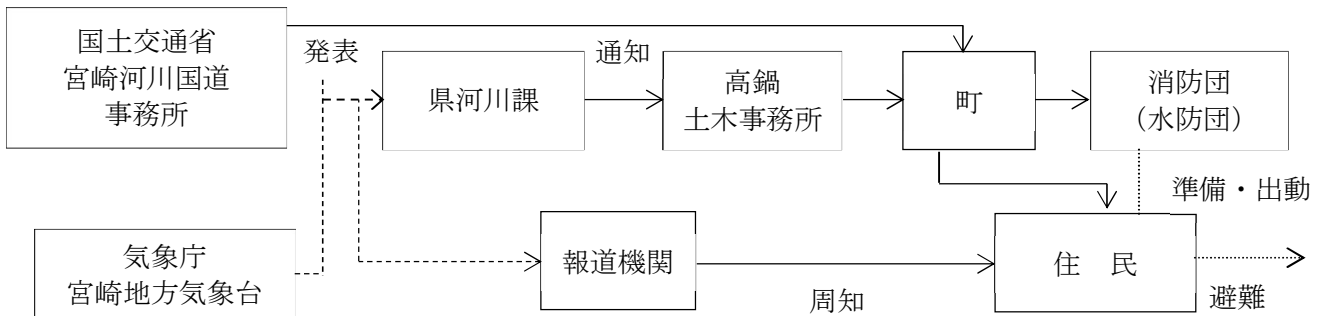
部	管轄地区
本部	黒谷
直轄部	高鍋町役場職員で編成
第1部	蚊口西の一、蚊口西の二、蚊口上、蚊口中、蚊口下
第2部	菖蒲池西、菖蒲池東、大池久保、御屋敷、萩原、下屋敷、中鶴、雲雀山、樋渡
第3部	小丸、小丸上、小丸下、畑田、後小路、宮越、宮越上、南宮越
第4部	六日町、石原、東町、中央通、中町、旭通、上町、松原町
第5部	南町、筏、十日町、蓑江、宮田、水谷原、越ヶ溝
第6部	脇、舞鶴団地、大工小路、毛作、太平寺、新山
第7部	東平原、西平原、北平原、松本、水除、山下
第8部	川田、馬場原、羽根田、青木、老瀬、中川原、小丸出口、小丸団地、正ヶ井手、上江団地
第9部	牛牧、南牛牧、市の山、中尾、小並
第10部	竹鳩、切原、兀の下、坂本、鬼ヶ久保、俵橋
第11部	持田、持田団地、家床、嶋野、正祐寺、染ヶ岡
第12部	道具小路東、道具小路西、道具小路南
第13部	上永谷、下永谷、堀の内、堀の内団地

第4節 予報及び警報

第1款 予報及び警報の通知・連絡系統

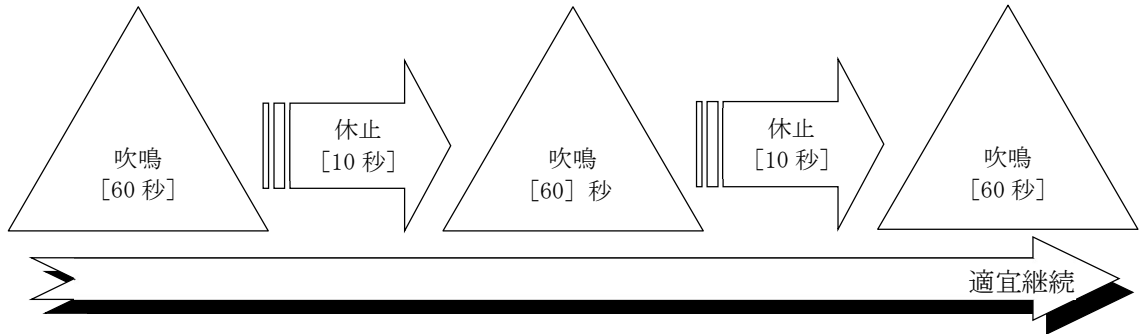
予報及び警報の通知・連絡系統は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第17節 気象予報・警報等伝達計画」によるほか、水防警報の連絡系統は、次表のとおり。

《水防系統の連絡系統》

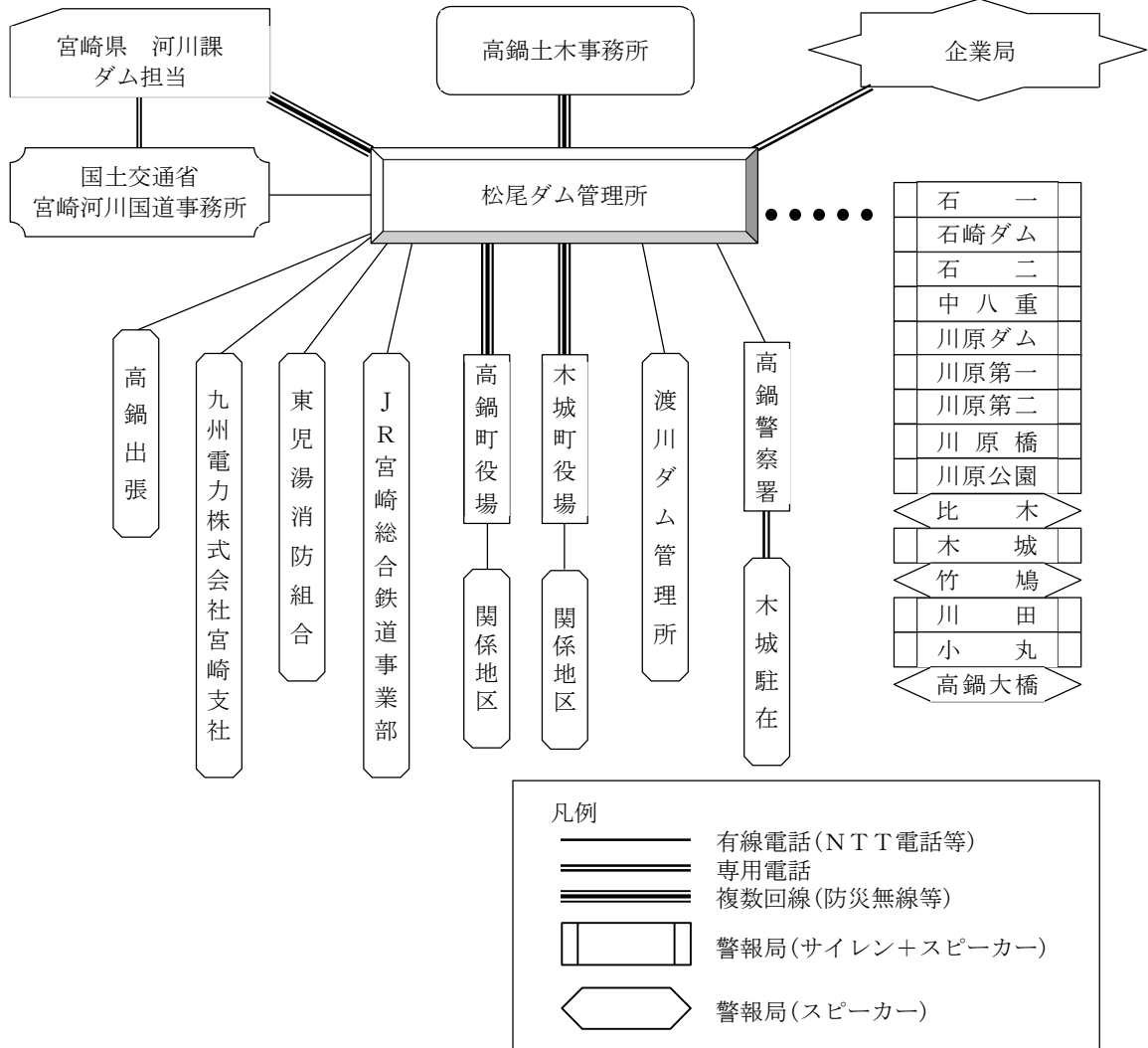


第2款 ダム放流伝達系統

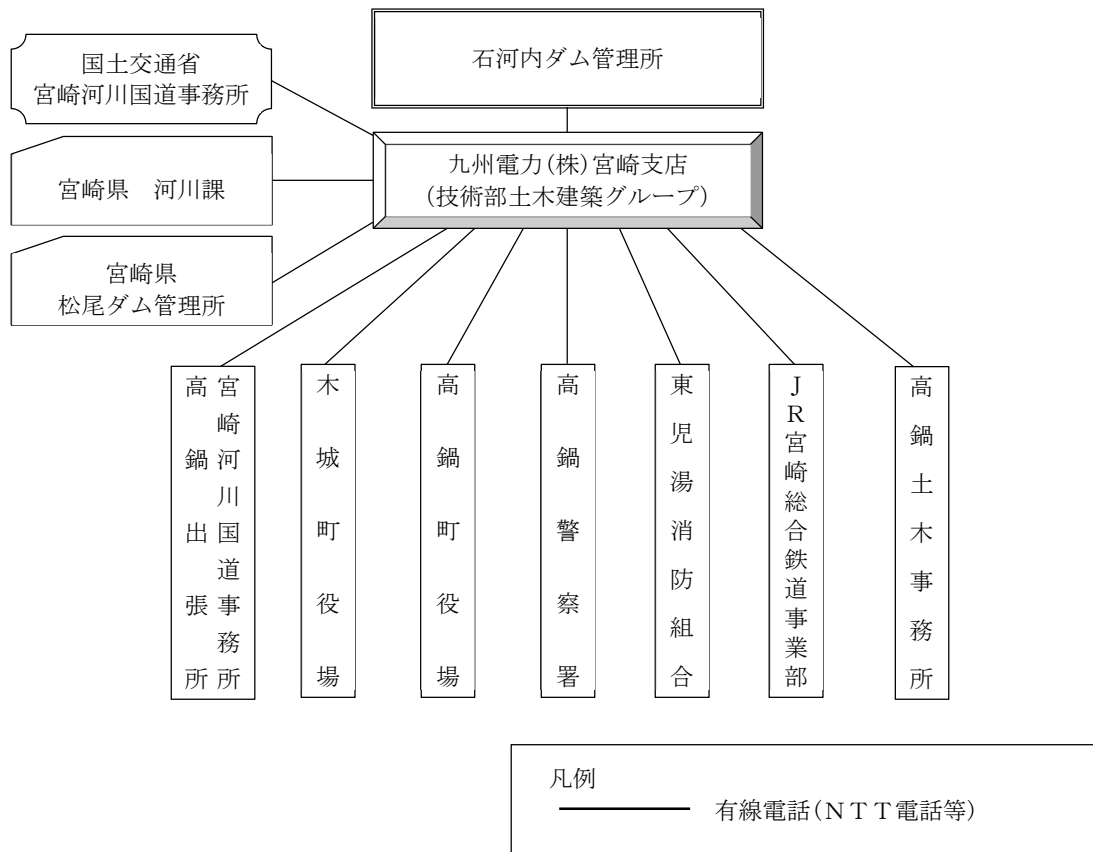
1 ダム放流時吹鳴方法（小丸川水系小丸川 松尾ダム、石河内ダム）



2 松尾ダム放流連絡系統図



3 石河内ダム放流連絡系統図



第3款 水防信号

水防信号は、次の通りとする。

- 1 警戒信号 (水防第1信号)
 氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、消防団幹部の出動を行い、水防資器機材の整備点検、水門等の開閉の準備を知らせるもの。
- 2 出動信号 (水防第2信号)
 消防団員の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 3 協力信号 (水防第3信号)
 町内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 4 避難信号 (水防第4信号)
 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

区分 \ 方法	警 鐘 信 号			サイレン信号			
	(水防第1信号) 警戒信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 休 止	約5秒 ○
(水防第2信号) 出動信号	⊖⊖⊖	⊖⊖⊖	⊖⊖⊖	約5秒 ○	約6秒 休 止	約5秒 ○	約6秒 休 止

(水防第3信号) 協力信号	⊖⊖⊖⊖ ⊖⊖⊖⊖ ⊖⊖⊖⊖	約10秒 ○	約5秒 休止	約10秒 ○	約5秒 休止
(水防第4信号) 避難信号	乱 打	約1分 ○	約5秒 休止	約1分 ○	約5秒 休止

- ・信号は適宜の時間継続すること
- ・必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること妨げない
- ・危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする

第5節 災害発生時等の連絡・報告

- 1 本部長は、次の場合、宮崎県高鍋土木事務所に連絡するものとする。
 - (1) 消防団員（水防要員）が出動したとき
 - (2) 水防作業を開始したとき
- 2 用排水、ため池の管理者は次の場合、直ちに本部長及び宮崎県児湯農林振興局長に連絡するものとする。
 - (1) 用排水、ため池が危険な状態にあるとき
 - (2) 用排水、ため池に異常が発生したとき
- 3 本部長は次の場合、宮崎県水防本部長(宮崎県高鍋土木事務所長経由)に報告するものとする。
 - (1) 関係河川、海岸、堤防、水門、樋門、ため池等の平常時の巡視において水防上危険であると認める箇所を発見したとき
 - (2) 堤防その他の施設が決壊したとき(この場合、氾濫する方向の水防管理者に連絡するものとする。)
 - (3) その他水防上特に必要があるとき
- 4 建設班は、土砂災害が発生した場合、急傾斜地災害報告並びに土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（高鍋土木事務所、児湯農林振興局）に報告を行う。
災害報告（土石流等、地すべり及びがけ崩れ）の様式は、様式第5のとおり。
また、危機管理班は、「第2編 共通災害対策編 第2章第3節 被害情報等収集伝達計画」により県危機管理局へ被害状況を報告する。

様式第5

災害報告(土石流等)

第 報

(年 月 日 時 分 現在)											
発生場所 [都・道・府・県] [市・郡] [区・町・村]		大字						地区名			
河川名 [1級・2級・その他]		水系		川		[沢・川・谷]					
発生日時 [不明・調査中・確認済]		年 月 日				時 分		不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する			
根拠 [巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ()]											
災害形態 土石流・土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()											
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻		月 日 時 分		概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)							
避難勧告 発令時刻		月 日 時 分									
避難指示(緊急) 発令時刻		月 日 時 分									
土砂災害警戒情報 発表時刻		月 日 時 分									
避難勧告等で避難がなされた時刻		月 日 時 分									
自主避難がなされた時刻		月 日 時 分									
発生要因 [降雨・地震・融雪・その他 () ・原因不明]											
異常気象名											
観測所名		災害発生場所からの距離 km									
連続雨量 mm		年 月 日 時 ~									
最大24時間雨量 mm/24hr		年 月 日 時 ~									
最大時間雨量 mm/hr		年 月 日 時 ~									
地震 震源地 震度 観測地点 災害発生場所からの距離 km											
融雪 観測所名 災害発生時の積雪深 cm 年 月 日 時 災害発生場所からの距離 km											
土砂流出状況 流出土砂量 m ³		河道閉塞 有・無		堆積状況		河積 / 程度					
流木流出状況 流出流木量 m ³		河道閉塞 有・無		堆積状況		河積 / 程度					
氾濫面積 m ²		氾濫最大延長×氾濫最大幅 m×m		平均堆積深		最大堆積深					
氾濫開始点の勾配 度		氾濫終了点の勾配 度									
天然ダム(河道閉塞)状況		最大高さ m 最大幅 m 最大長さ m		湛水(有・無)		土砂法に基づく緊急調査の実施(有・無・検討中)					
既存施設状況		既存施設(有・無) 既存施設の被災(有・無) (具体内容:) 既存施設による土砂捕捉(有・無・調査中)・流木捕捉(有・無・調査中)									
溪流の情報 区分 [I・II・準ずる・危険溪流ではない(番号:)] 流域面積 km ² 河床勾配 1/											
人的被害 死者 《 》《 》名 行方不明 《 》《 》名 負傷者 《 》《 》名		被害者 年齢		公共の建物・要配慮者利用施設							
物的被害 全壊・流出 《 》《 》戸 木造 《 》《 》戸 RC 《 》《 》戸 半壊 《 》《 》戸 木造 《 》《 》戸 RC 《 》《 》戸 一部損壊 《 》《 》戸 木造 《 》《 》戸 RC 《 》《 》戸 床上浸水 《 》《 》戸 木造 《 》《 》戸 RC 《 》《 》戸 床下浸水 《 》《 》戸 木造 《 》《 》戸 RC 《 》《 》戸		非住家被害 戸 宅地擁壁の被害 戸 (空積・練積・RC・その他)		農地被害 (種類・面積)							
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)									
二次災害の可能性 (有・無)											
保全対象 km下流に人家 戸 (人) 道路名等 (その他)											
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したかorする予定か)											
緊急事業等 災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等(該当する項目に○をつける)		直轄 砂防指定地 (年指定)		地すべり防止区域 [国交・林・農]							
		保安林 河川区域 [1級・2級・準用・普通]		急傾斜地崩壊危険区域							
		国有林 土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域							
		民有林 土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域							
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域							
		その他 ()									
報告者		①所属 氏名				③所属 氏名					
		②所属 氏名				④所属 氏名					
* [添付図面等]		座標		北緯 度 分 秒		東経 度 分 秒					
都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事											
* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること 本省公表の有無:											
* 写真は、別途e-mailにて送付すること											
* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする											

第 報

災 害 報 告 (地すべり)

(年 月 日 時 分 現在)

ふりがな										地区名		
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字								
発生日時	[不明・調査中・確認済]			年 月 日			時 分			不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する		
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻				月	日	時	分	避難勧告発令時刻				月 日 時 分
避難指示(緊急) 発令時刻				月	日	時	分	土砂災害警戒情報発表時刻				月 日 時 分
避難勧告等で避難がなされた時刻				月	日	時	分	自主避難がなされた時刻				月 日 時 分
発生要因 [降雨・地震・融雪・その他()・原因不明]												
降雨状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm	年	月	日	時	分	年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	分	年	月	日	時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	分	年	月	日	時	
地震	震源地	震度		観測地点				災害発生場所からの距離 km				
融雪	観測所名							災害発生場所からの距離 km				
災害発生時の積雪深 cm 年 月 日 時												
地すべり規模												
幅		m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無		
保全対象人家戸数		戸		公共施設								
天然ダム(河道閉塞)状況												
最大高さ		m	最大幅	m	最大長さ	m	湛水(有・無)	土砂法に基づく緊急調査の実施(有・無・検討中)				
移動状況	最大時間移動量(時速)	cm or mm	年	月	日	時	分	観測地点				
	移動総量	cm or mm	年	月	日	時	分	観測地点				
	近年の移動履歴	有・無	年	月	日	時	分	年 月 日 時				
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無	
既存施設状況												
既存施設(有・無)		(具体内容:)			既存施設の被災(有・無)		(具体内容:)					
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無		危険度	[A・B・C]			所管 [国交・林・農]			
	地すべり防止区域	指定	有・無		指定年	年						
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名		被害者年齢	才	農地被害		(種類・面積)			
		行方不明	《 》《 》《 》名			才						
		負傷者	《 》《 》《 》名			才						
	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸		公共的建物・要配慮者利用施設			
		半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸					
		一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸					
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害		戸	(空積・練積・RC・その他)							
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)										
その他												
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)												
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)												
応急対応												
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	保安林	土石流危険渓流[I・II・準ずる]			建築基準法による災害危険区域							
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域							
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域							
	災害対策基本法に基づく警戒区域											
その他()												
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名						
	②所属	氏名			④所属	氏名						

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
 ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする

座標 北緯 度 分 秒
 東経 度 分 秒
 本省公表の有無:

災 害 報 告 (がけ崩れ)

(年 月 日 時 分 現在)

ふりがな					地区名			
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字				
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年 月 日		時 分	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する			
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	根 拠	[巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ()]						
避難指示 (緊急) 発令時刻	月 日 時 分	土砂災害警戒情報発表時刻		月 日 時 分				
避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分	自主避難がなされた時刻		月 日 時 分				
発生要因	[降雨・地震・融雪・その他 () ・原因不明]							
降雨状況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離		km			
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km				
融雪	観測所名	災害発生場所からの距離		km				
	災害発生時の積雪深	cm	年 月 日 時					
斜面の種類	自然斜面	H= m	横断図 (別途添付しても良い)		概況平面図 (別途添付しても良い)			
	人工斜面	H= m						
	勾配	θ1 度						
拡大の見込み	[有・無]							
保全対象	人家	戸						
	公共的建物							
崩壊の状況	高さ	m	巾	m				
	面積	m ²	勾配θ2	度				
	崩壊又は流出土砂量	m ³						
	がけ下端の堆積深	m						
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋 m						
		②家屋 m						
	被害家屋位置の堆積深	①家屋 m						
		②家屋 m						
	崩土の到達距離	m						
	その他							
既存施設状況	既存施設 (有・無) (具体内容:) 既存施設の被災 (有・無) (具体内容:)							
斜面の情報	区 分	[I・II・準ずる・危険箇所ではない]						
被害状況	人的被害	死 者	《 》《 》名	被害者	才	(種類・面積)		
		行方不明	《 》《 》名	才				
		負 傷 者	《 》《 》名	才				
	物的被害	全壊・流出	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸	公共的建物・要配慮者利用施設
		半壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸	
		一部損壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸	
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)				
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)						
	その他							
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)							
対応状況	(どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)							
応急対応								
緊急事業等								
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]					
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域 [国交・林・農]					
	国有林	土砂災害特別警戒区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法による災害危険区域					
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域					
		災害対策基本法に基づく警戒区域	宅地造成工事規制区域					
		その他 ()	宅造基準条例の適用区域					
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名				
	②所属	氏名	④所属	氏名				
※	第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること				座 北緯	度	分	秒
※	写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと				標 東経	度	分	秒
※	被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする				本省公表の有無:			

第6節 救助活動

第1款 町

町は、土砂災害が発生した場合に、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

この際、次の事項を配慮した実施計画を策定する。

- 1 被害者の救出
- 2 倒壊家屋の除去
- 3 流出土砂・岩石の除去
- 4 救助資機材の調達
- 5 関係機関の応援体制

第2款 警察及び消防機関

土砂災害が発生した場合は、町及びその他の関係機関と連携し、「第2編 共通災害対策編 第2章 第5節 救出救助計画」による所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の措置をとる。

第3款 県

町から救助活動について応援を求められたときは、周辺市町村、自衛隊、その他関係機関とともに協力し、救助活動を実施する。

第4款 二次災害の防止対策

迅速な救助活動と同時に、新たな土砂崩れ等の二次災害の防止について、次のような対策を検討し実施する。

- 1 仮排水路の設置
- 2 不安定土砂の除去
- 3 ブルーシート張り
- 4 土のう積み
- 5 仮設防護柵の設置

調整用空白ページ

第3章 風水害復旧・復興計画

風水害における復旧・復興計画は、「第2編 共通災害対策編 第3章 災害復旧・復興計画」による。

調整用空白ページ